

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 適用範囲

本実施要領は、甲良町（以下「発注者」という。）が令和 9 年度～令和 11 年度における「甲良町放課後児童クラブ運営業務委託」（以下「本業務」という。）を発注する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要事項および手続き等に適用する。

2. 委託業務概要

（1）件名

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託

（2）業務目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない甲良町立小学校在籍児童を対象に、家庭に代わる生活の場として放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立支援を行うことを目的とする。

（3）履行場所

①甲良町東児童クラブ（所在地：甲良町大字横関 215 番地）

②甲良町西児童クラブ（所在地：甲良町大字在士 625 番地）

（4）業務内容

甲良町放課後児童クラブ運営業務

別紙「甲良町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」に記載のとおりとする。

（5）業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

※なお、プロポーザル方式により選考された受注者が決定してから令和 9 年 3 月 31 日までの期間を開設準備期間とし、運営体制の把握、人員確保、統括体制の確立などを行うものとする。また、準備期間において現受注者との業務引継ぎを実施すること。準備期間中、費用は発生しない。

（6）見積上限額

3 年間総額の提案上限額 121, 140, 000 円

※なお、本業務は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項および別表第 1 第 7 号の規定する消費税非課税事業に該当する。

3. 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

（1）甲良町競争入札参加有資格者名簿に登録していること。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 甲良町又は近隣市町（彦根市・愛知郡・犬上郡）にスタッフが常駐していること。

4. 提出書類

次に示す書類を提出すること。また、様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

(1) プロポーザル参加申込書

プロポーザル参加申込書（様式 1）に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

(2) 企画提案書

上記「委託業務概要」を実現するために貴社が提供できるサービス内容について、以下の内容に基づき記載すること。

- ①会社概要
- ②業務実績
- ③人材の効果的な活用
- ④人材の採用
- ⑤人材の研修
- ⑥人材の管理
- ⑦危機管理体制
- ⑧法令順守

(3) 参考見積書（各年度毎に作成すること）

(4) 誓約書（様式 2）

5. 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

甲良町子育て支援センター

住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷 1509 番地

電 話 0749-38-8003

F A X 0749-38-3400

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便、期限必着で提出すること）

企画提案書、参考見積書は、A 4 判縦型とし、ホチキス等で左綴じとし、表紙をつけて全て正本とし 7 部提出すること。また、誓約書は 1 部提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）～令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時まで

(4) 募集に関する要領等の配布方法

①交付期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）から令和 8 年 11 月 13 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（11 月 13 日は午後 5 時まで）。ただし、土曜日、日曜日、祝日および祭日を除く。

②交付場所

上記 5 (1) に同じ。(甲良町ホームページにおいてもダウンロード可)

③交付する書類

実施要領、仕様書、プロポーザル参加申込書(様式 1)、誓約書(様式 2) 質問書(様式 3)

(5) その他

①提案書等は 1 者につき 1 案のみ提出すること。

②提出後における提案書等の再提出および記載内容の変更は認めない。

6. 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書(様式 3) に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、E-mail を記載し、事務局へ電子メール(必要に応じて FAX 可) にて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和 8 年 10 月 21 日(水) 午後 5 時までとする。質問書に対する回答は令和 8 年 11 月 4 日(水) 午後 5 時までに回答する。なお、質疑回答書(様式 4) は、町ホームページに掲載。

※プロポーザルに公平性を保てないと判断された質問については、回答しない場合もあるため留意すること。

7. プロポーザルに関するプレゼンテーションおよびヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和 8 年 12 月上旬を予定

※日時等詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

甲良町公民館もしくは甲良町役場 会議室

(3) 出席者

最大 3 名とする。なお、本業務を担当する責任者の参加は必須とする。

(4) その他

①プレゼンテーションは 1 者あたり提案時間 30 分以内、質疑時間 20 分以内とする。なお、時間を超過した場合はその時点で終了とする。準備・撤収は 10 分程度で行うこと。

②プレゼンテーションは提案書を基に行うこと。

③提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は本町で用意するが、ノートパソコン等は参加者が持参すること。

8. 審査及び選定結果の公表

(1) プロポーザルを特定するための評価は、甲良町教育委員会職員等で構成する選考委員会で企画提案書及びヒアリングにより、次の審査基準に基づき審査することとする。

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託受注者選定公募プロポーザル審査会審査基準

審査項目	審査規準	配点	
1. 会社概要	1. 会社のコンセプト、業務内容等が、本業務の目的の達成に適しているか。	5	10
	2. 連絡窓口が明確で、学校や現場からの相談・要望に対して、担当支店（近隣事業所）の迅速な対応が期待できるか、またその信頼性はどうか。	5	
2. 実績	1. 本業務と同様の業務受託実績を有しているか。また、その内容はどうか。（全国及び県内）	5	5
3. 本業務への理解度・基本理念について	1. 本業務の実施目的についての考え方が明確であるか。	10	25
	2. 本業務を実現させるための具体的方策が示されているか。（カリキュラム、人材の育成、年間計画、評価方法など）	10	
	3. 町の事業を受託する責任を十分に認識し、町教委および各現場と協力・連携できるか。	5	
4. 本業務の運用	1. 【採用および配置】 ① 人員の確保についての方策、人材の育成や研修体制は十分な提案内容となっているか。また必要な人員が配置できる体制か。	10	40
	2. 【採用および配置】 ② 各業務に応じたふさわしい人材が採用できるよう、適切な採用基準、採用方法が設定されているか。また実態はどうか。	10	
	3. 【管理】 勤務状況の把握、研修、各種保険の手続き等の管理の体制が整っているか。管理組織・人員・レポートなど実態はどうか。	10	
	4. 【危機管理】 安全管理・衛生管理に配慮した提案であるか。 また、事故発生時には、速やかに対応がとれる体制であるか。	10	
5. 法令順守	1. 関係法令を順守しながら業務を遂行する体制は十分か。	5	10
	2. 個人情報保護について、適切な管理がなされる提案であるか。	5	
6. 価格	全提案者のうち最低見積額/当該提案者の見積額×10 ※小数点以下切り捨て	10	10
	計	100	

(2) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

- ①プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

- ②プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- ③虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。
- (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (5) 選定結果については、令和8年12月中旬に通知する予定。
- (6) 選定結果についての質問、異議申し立て等は受けつけない。

9. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出書類については返却しない。
- (3) 提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、提案を無効とし委託事業者選定後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (4) 発注者は、当該業務委託契約にあたり、選定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

10. プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施内容	期日又は期限	備考
公告	令和8年10月13日（火）	
質問書受付期限	令和8年10月21日（水）午後5時まで	持参、郵送（必着）、FAX
質問書への回答	令和8年11月4日（水）	町ホームページ
参加表明書等 提出書類受付期限	令和8年11月13日（金）午後5時まで	持参 郵送（必着）
参加資格審査（一次 審査）及び結果通知	令和8年11月16日（月）～20日（金）	全員通知
プレゼンテーション 審査（二次審査）	令和8年12月上旬	
選定結果等の通知	令和8年12月中旬	

■問い合わせ先

甲良町子育て支援センター

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷 1509 番地

電話 0749-38-8003

FAX 0749-38-3400

メールアドレス kosodate@town.koura.lg.jp

(様式1)

プロポーザル参加申込書

業務名

「甲良町放課後児童クラブ運営業務委託」

標記業務に係るプロポーザルに参加致します。

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

提出者 住 所
 会 社 名
 代 表 者
 電話番号

印

担当者 担当部署
 氏 名
 電話番号
 F A X
 E - m a i l

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申請者 住 所
会 社 名
代 表 者
電話番号

印

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託に係る手続きを行うにあたり、下記の事項について
真実に相違ありません。

記

1. 甲良町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「3. 参加条件等」
に定める事項に該当し、申請者としての資格を有していること。
2. 甲良町放課後児童クラブ運営業務委託に係る提出書類に記載の事項は、事実と相違ないこと。

(様式3)

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

質問書

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託のプロポーザルについて、次の項目を質問いたします。

質問事項

- 注) 1 用紙はA4判縦とします。
2 項目番号は付けないものとします。
3 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

(様式4)

令和 年 月 日

様

甲良町長 寺本 純二

【 公 印 省 略 】

質疑回答書

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託のプロポーザルについて、次の項目を回答いたします。

質問事項	回答